

# 欧米競争政策の動向のポイント

2024年1月16日 No.43

金子 晃 監修

内 容

## I 米国競争法(政策)

### 1 取引制限行為事件

- (1) アスファルト舗装会社の元社長、入札談合への関与容疑で有罪を認める(2023年10月31日)
- (2) 司法省、鶏肉加工業者コッホ・フーズが養鶏農家との契約で不公正かつ反競争的な解約違約金を課すのを禁じるために訴訟を提起し、また同意判決案も提出(2023年11月9日)

### 2 企業結合事件

- (1) 連邦取引委員会、病院ジョン・ミューアによるサンラモン・メディカルの単独支配権獲得の阻止を求め、訴えを提起(2023年11月17日)

## II 欧州競争法(政策)

### 1 一括適用免除の失効決定

- (1) 欧州委員会、外航海運コンソーシアムに対する一括適用免除を延長しないことを決定(2023年10月10日)

### 2 買収事件

- (1) 欧州委員会、Illumina に対し完了した GRAIL 買収の撤回を命令(2023年10月12日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 米国競争法(政策)

本号では、取引制限行為事件2件と企業結合事件1件が取り上げられている。

取引制限行為事件の1件目は、ミシガン州所在のアスファルト舗装会社の元社長が、同州内の舗装工事案件のそれぞれで入札談合を繰り返していたとして略式起訴されたという刑事事件である。今回、被告人は有罪の答弁を行った。また本件被告人は、アスファルト舗装工事業界における入札談合などに関する継続中の反トラスト捜査で罪を認めた3人目の個人である。

上記2件目は、鶏肉処理業者全米5位のコッホ・フーズがシャーマン法等に違反して、養鶏農家らとの契約で不公正かつ反競争的な解除違約金条項の挿入等を強要したとの嫌疑で、提訴されたという民事事件である。本件で、司法省はイリノイ州北部地区地裁に訴えを提起すると共に、訴えの解決を図るための同意判決案も提出した。

企業結合事案は、カルフォルニア州北部地域に所在する病院ジョン・ミュールによるライバルのサンラモン地域医療センターの単独支配権獲得計画の阻止を求め、連邦取引委員会が法的措置を講じたというケースである。本件で、連邦取引委員会は審判開始を決定すると共に、行政手続が完了するまで買収の実行を阻止するために、連邦裁判所に対する予備的差止訴訟の提起も認めた。

### 1 取引制限行為事件

#### (1) アスファルト舗装会社の元社長、入札談合への関与容疑で有罪を認める(2023年10月31日)<sup>1</sup>

ミシガン州所在のアスファルト舗装会社の元社長は昨日(2023年10月30日)、同州内のアスファルト舗装工事契約案件のそれぞれで入札談合を繰り返していた共謀において、自身が果たしていた役割について、有罪の答弁をした。

ミシガン州東部地区地方裁判所デトロイト本庁に提出された法廷文書によると、ダニエル・イスラエルは、同氏が以前に社長を務めていた会社で働いている他の人々と共に、別のアスファルト舗装会社及びその従業員達と共謀し、互いに利益が得られるようにするために入札談合を繰り返していた。この陰謀は遅くとも2013年3月に始まり、早くとも2018年11月に終わった。共謀の条件に基づき、これらの共謀者らは、合意に達していた負け企業らが意図的に非競争的な価格で札を入れるようにするため、互いの応札価格を調整していた。当該共謀者達は、実際には、どの会社が各契約のそれぞれを獲得するかを事前に自分達で決めていたにもかかわらず、これらの入札で競争が機能しているという誤った印象を顧客らに与えていた。

<sup>1</sup> Press Release, Department of Justice, Former President of Asphalt Paving Company Pleads Guilty to Bid Rigging, October 31, 2023.

イスラエル氏はシャーマン法第1条違反の1件の罪について有罪を認めた。シャーマン法第1条に違反した個人に対する最高刑は、禁固10年及び罰金100万ドル(約1億4800万ドル、1ドル=148円)である。連邦地方裁判所の裁判官は、米国の量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した上でどんな量刑を下すのかを決定するようになっている。

イスラエル氏は、アスファルト舗装工事産業における入札談合その他の反競争的行為に関する継続中の連邦反トラスト法捜査で有罪を認めた3人目の個人である。同捜査は反トラスト局シカゴ事務所、及び運輸省と米国郵政公社それぞれの監察総監室によって行われた。本年8月における2週間の期間にわたって、ある企業とその幹部2人もこの捜査で有罪を認めた(「欧米競争政策の動向のポイント」No41参照)。

## **(2) 司法省、鶏肉加工業者コッホ・フーズが養鶏農家との契約で不公正かつ反競争的な解約違約金を課すのを禁じるために訴訟を提起し、また同意判決案も提出(2023年11月9日)<sup>2</sup>**

司法省は本日(2023年11月9日)、米国第5位の鶏肉加工業者である Koch Foods Incorporated(以下「コッホ・フーズ」という。)に対して、シャーマン法及び Packers and Stockyard Act(訳者注:同法は食肉処理加工業者を規制する業法であり、以下では「パッカーズ・ストックヤード法」という。)に基づく民事訴訟を提起した。訴状によれば、コッホ・フーズは同社と契約している養鶏農家、通称・飼育業者に対して、同社から競合の鶏肉加工業者へと契約先を変更する場合、解約違約金を同社に支払うよう、反競争的かつ不公正に求めた。司法省はそれと同時に同意判決案も提出し、それに定められている諸条件によれば、コッホ・フーズは鶏肉加工業者を切り替えた飼育業者に対して、ペナルティを課してはならず、また他の鶏肉加工業者と契約しようとした飼育業者に対して、同社が不法に課した一定の費用、手数料及び違約金を返還しなければならない。

司法省のマイケル・ケーディス反トラスト局次長は、以下のように述べた。

「反トラスト法及び競争関連法は、飼育業者らの商品、サービス、及び労働力を巡る競争から当該業者らが利益を受けられるという権利を保護している。本件執行措置は反トラスト局が農務省と再構築したパートナーシップでの重要な一歩であり、同パートナーシップでは自由かつ公正な競争の促進、またパッカーズ・ストックヤード法の執行の再活性化が目指されている。」

農務省の公正・競争市場イニシアティブで上級顧問を務めるアンディ・グリーン氏は、以下のように発言した。

---

<sup>2</sup> Press Release, Department of Justice, Justice Department Files Lawsuit and Proposed Consent Decree to Prohibit Koch Foods from Imposing Unfair and Anticompetitive Termination Penalties in Contracts with Chicken Growers, November 9, 2023.

「パッカーズ・ストックヤード法は公平性を象徴しており、今日のこの施行措置はそれを実現するものである。飼育業者らの競い合う権利を保護している本件措置は、競争市場の開放に対する司法省と農務省の共同の取組を示している。」

訴状で主張されているように、アラバマ州とジョージア州、ミシシッピ州、テネシー州で加工施設を運営するコッホ・フーズは、飼育業者らによる他の鶏肉加工業者への切り替えを思いとどまらせるため、飼育業者らが同社との契約を解約した時に違約金として収入の相当額を返済するよう要求した。訴状の中で主張されているように、コッホ・フーズの解約違約金は飼育業者によっては異なっており、ほとんどの場合、年間総手取り収入の半分以上、場合によっては1年分の全手取り収入以上であった。コッホ・フーズは、飼育業者が同社の競合他社に乗り換えるのを思いとどまらせるために解除違約金を課すと脅したり、また同社の競合会社にも実際には乗り換えようとした十数軒の家族経営の農家を提訴したり、又は提訴すると脅したりした。

したがって、解約違約金規定はシャーマン法に違反する、反競争的な事実上の競業避止条項として機能していた。このペナルティ条項はパッカーズ・ストックヤード法に違反する不当な慣行又は手段にも該当し、同法は家畜と家禽の飼育業者を保護するために1921年に制定された画期的な法律である。

それと同時に、反トラスト局は競争上の懸念に対処するための同意判決案も提出した。これが裁判所によって承認されれば、コッホ・フーズには次のことが義務付けられるようになる。

- ・ 解約違約金条項を含む契約を現在結んでいる飼育業者全社に対し、コッホ・フーズがその条項を実施しない旨を通知すること。
- ・ コッホ・フーズが解除違約金条項を実施した結果として、飼育業者らが支払った解約違約金や負担した訴訟費用全てを、同業者らに賠償すること。
- ・ 今後7年間、飼育業者との契約に解約違約金条項を一切含めないこと、また契約解除に伴う違約金を徴収するための手段を一切採らないこと。
- ・ 解約違約金をめぐる紛争に巻き込まれ、又はコッホ・フーズによる解約違約金に係る慣行に関する司法省や農務省の調査に協力した如何なる飼育業者に対しても、報復、脅迫、又は嫌がらせをしないこと。
- ・ 最終同意判決への遵守を証明する報告書を毎年今後7年間提出する等、一定の報告義務や遵守義務を履行すること。

本日の提訴と同意判決案の提出は、農務省が司法省に付託した最近のパッカーズ・ストックヤード法に基づく訴訟案件としては2件目のものである。本年6月にメリーランド州連邦地方裁判所はパッカーズ・ストックヤード法違反訴訟を解決するための同意判決(「欧米競争政策の動向のポイント」№29参照)を下しており、同訴訟では鶏肉処理業者ウェイン・サンダーソン・ファームズが養鶏農家への報酬を決定する際に使ったトーナメント方式(訳者注：同方式では、鶏肉処

理業者が養鶏農家を相互に競争させ、生産量に応じてそれらの報酬を調整している。)が同法違反に当たると主張されていた。

タニー法で義務付けられているとおり、本件同意判決案は、「競争上の影響に関する声明」とともに連邦官報において掲載される予定である。何人も 60 日間の意見提出期間中に、司法省反トラスト局シビル・コンダクト・タスクフォースの責任者宛てに、本件同意判決案に関する書面によるコメントを提出することができる。60 日間のコメント期間が終了した時点で、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、公共の利益にかなうと認定した場合、最終同意判決を下すことができる。

## 2 企業結合事件

### (1) 連邦取引委員会、病院ジョン・ミューアによるサンラモン・メディカルの単独支配権獲得の阻止を求め、訴えを提起(2023年11月17日)<sup>3</sup>

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は本日(2023年11月17日)、John Muir Health(以下「ジョン・ミューア」という。)が現在の過半数所有者 Tenet Healthcare Corporation(以下「テネット」という。)から San Ramon Regional Medical Center, LLC(以下「サンラモン・メディカル」という。)の単独所有権を獲得するというジョン・ミューアの取引案の阻止を求め、訴えを提起した。取引総額は 1 億 4250 万ドル(約 210 億 9000 万円)であり、また取引計画は医療費の上昇に繋がるものであると FTC は主張している。

FTC は審判開始決定書を送付し、また連邦裁判所での訴えの提起を承認した。当該法執行活動で、FTC は、この買収案が実行されれば、ジョン・ミューアと近隣のサンラモン・メディカルとの直接競争が消滅してしまうと主張した。ジョン・ミューアとサンラモン・メディカルは、カリフォルニア州を南北に走る州間高速道路 680 号線に沿った、細長い地域で業務を行っており、当該地域はカリフォルニア州サンフランシスコ湾の湾岸地域に所在するコントラ・コスタ郡とアラメダ郡をまたがる地帯である。

この取引により、ジョン・ミューアは自社の 2 病院のみならずサンラモン・メディカルにおいても、入院患者向けの一般急性期治療サービスについて、より高い料金を要求できるようになるだろう。当該サービスは一晚の入院を必要とする幅広い必須の医療、外科及び診断サービスである。また、ジョン・ミューアとサンラモン・メディカルとの競争が無くなれば、これらの病院は質の向上に投資するインセンティブも低下するようになるだろう。

FTC 競争局のヘンリー・リュー局長は以下のように述べた。

「サンラモン・メディカルは、州間高速道路 680 号線に沿った細長い地帯に住むカリフォルニア州民が、心臓手術や出産など重要な医療サービスを高品質かつ手頃な値段で受けられるよ

---

<sup>3</sup> Press Release, Federal Trade Commission, FTC Sues to Block John Muir Health's Takeover of San Ramon Regional Medical Center, November 17, 2023.

うにする上で、重要な役割を果たしてきた。ジョン・ミューアによるサンラモン・メディカルの買収が実行されれば、この地域における既に高額な医療費が上昇し、また患者全ての治療の進歩に役立つ質の向上も停滞するようになるだろう。」

FTC とカリフォルニア州司法長官室は本件捜査で相互に緊密に協力し、また共同で連邦地方裁判所に訴状を提出する予定である。

ジョン・ミューアはカリフォルニア州ウォルナット・クリークに本部を置く非営利法人で、州間高速道路 680 号線に沿った細長い地帯で、入院患者向けに一般急性期治療サービスを提供する 2 つの病院を運営している。テキサス州ダラスに本社を置くテネットは全米で 61 の一般急性期病院と数百の外来施設を運営し、それらにはカリフォルニア州における多数の施設が含まれている。

現在、テネットがサンラモン・メディカルを運営し、その権益の 51%を保有している一方、ジョン・ミューアはサンラモン・メディカルの非営業権益の 49%を所有している。本件取引案に定められている条件によれば、ジョン・ミューアはテネットからサンラモン・メディカルの残りの権益を取得して、その単独所有権と運営権を獲得するようになっている。

訴状で主張されているように、本件取引が実行されれば、ジョン・ミューアは州間高速道路 680 号線に沿った細長い地帯で、民間保険会社らとそれらの被保険者達に販売される入院患者向けの一般急性期治療サービスの市場で 50%以上のシェアを獲得するようになり、そしてより良いサービス、質のより高いケア、またこの地域の患者に利益をもたらさうアクセスの提供を巡るジョン・ミューアとサンラモン・メディカル間の競争が消滅してしまうようになる。現在、サンラモン・メディカルは州間高速道路 680 号線に沿った細長い地帯で、入院患者向け一般急性期治療サービスを被保険者らに提供しようとしている低価格帯の競合企業である。訴状では、ジョン・ミューアの所有する 2 つの病院が患者の好みと地理的位置の両面でサンラモン・メディカルとほぼ競合しているとされている。なお、提案された買収は保険料と一部負担金、免責額、その他の自己負担金の増額、又は受けられる給付の低下に繋がるものである、と訴状で主張されている。

FTC 職員は、審判開始決定書を送付したことに加えて、FTC の行政手続が完了するまで、ジョン・ミューアによるサンラモン・メディカルの経営権掌握を阻止するための暫定的禁止命令及び予備的差止命令を言い渡すよう、連邦裁判所に要求するつもりである。

FTC は審判開始決定書を送付し、また暫定的禁止命令と予備的差止命令を求める権限を職員に与えるかどうかについて採決を行い、賛成 3 票、反対 0 票をもってそれを承認した。また、FTC はカリフォルニア州司法長官と共同で、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟原因を述べて、予備的救済を請求する訴状を提出する予定であり、当該救済は本件行政手続が完了するまで、取引を停止させることを目的としている。

(お問い合わせは、佐藤 潤・慶應義塾大学産業研究所共同研究員 jun\_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)

## II 欧州競争法(政策)

本号では、一括適用免除の失効決定と買収事件1件を取り上げる。

一括適用免除の廃止は、外航海運コンソーシアムに対する一括適用免除規則である。現行規則は2014年に改定されたものであるが、利害関係者から収集された証拠によると、2020年から2023年の期間を通じてCBERの有効性と効率性が限られることから更新せず、2024年4月25日に失効させることとした。

買収事件は、詳細審査中に合併管理規則に違反してGRAILとの合併を完了したIlluminaに対し、欧州委員会がGRAILの買収撤回を求める回復措置を採択したものである。今回の決定に先立ち、欧州委員会は2022年9月6日、本件合併により技術革新が抑制され、新興市場における血液ベースの早期癌検出検査の選択肢が減少するおそれがあるとしてIlluminaによるGRAIL買収を禁止し、2023年7月12日には承認前に合併計画を実行したとして両社に制裁金を賦課していた。

### 1 一括適用免除の失効決定

#### (1) 欧州委員会、外航海運コンソーシアムに対する一括適用免除を延長しないことを決定(2023年10月10日)<sup>4</sup>

欧州委員会は、外航海運コンソーシアム一括適用免除規則(以下「CBER」という。)を延長しないことを決定した。欧州委員会はCBERが外航海運部門における競争の促進につながらないとの結論に達し、2024年4月25日を期限にCBERを失効させることとした。

本日の決定は、2020年以降のCBERの実施状況に関する証拠の収集を目的として2022年8月に開始された見直しを経たものである。CBEは一定の条件の下、外航船社が「コンソーシアム」と呼ばれる共同貨物輸送サービスを提供する協力協定を結ぶことを認めている。

#### 見直しにおいて認定された事実

欧州委員会は2022年8月、CBERの運用に関する証拠収集を開始し、利害関係者にフィードバックの提出を求めた。また欧州委員会は同日、外航船社間のコンソーシアムやCBERが外航船社に与える影響について、外航海運のサプライチェーンで最も利害のある関係者(運送業者、荷主・貨物輸送業者、港湾、ターミナル運営者)を対象とする詳細な質問票を送付した。

欧州委員会は評価に先立ち、部門別の監視活動の一環として、外航海運部門が直面する課題について、市場参加者のほか、欧州、米国、その他地域の競争当局と規制当局との間で定期的な意見交換を実施した。また欧州委員会は、(i)コロナウイルスのパンデミックが運航と海上の

<sup>4</sup> Press Release, European commission, Antitrust: Commission decides not to extend antitrust block exemption for liner shipping consortia, 10 October 2023.

サプライチェーンに及ぼす影響に関するアンケートを外航船社に送付するとともに、(ii)独立した事実調査の実施を委託した。

欧州委員会は本日、評価結果をまとめた職員作業文書を公表した。全体として利害関係者から収集された証拠は、2020年から2023年の期間を通じてCBERの有効性と効率性が低いか限定的であることを示している。

CBERの適用対象となるコンソーシアムの数と割合が少ないことを考慮すると、CBERが外航船社に与える遵守コストの削減は限定的であり、船社の協力の決定において果たしている役割も二次的なものに留まっている。さらに見直しの期間中、CBERにより小規模船社が相互に協力し、大手船社と競争できる代替サービスを提供できなくなった。

欧州委員会は受け取ったフィードバックに基づいてCBERを延長せず、2024年4月25日に失効させることを決定した。CBERの失効は、船社間の協力がEU競争法の下で違法となることを意味するものではない。EU域内に出入港する船社は、CBERに代わり水平的一括適用免除規則と専門化一括適用免除規則の提示する指針に基づいて自己の協力協定のEU競争法への適合性を評価することになる。

## 背景

外航海運サービスは、特定のルート上での定期的かつ計画的な非バルク海上貨物輸送(大部分はコンテナ)を提供するも、本サービスは、多額の投資を必要とするところ、コンソーシアムにより協力する複数の船社が定期的に提供している。コンソーシアムによる協力は、規模の経済と船舶スペースの有効利用につながる。効率化によってもたらされる便益の公平な配分は、より適切な港の対象範囲とより良いサービスを通じて海運サービスのユーザーに還元される。

理事会規則246/2009は、EU運営条約101条3項の規定に従い、欧州委員会が5年間を限度にコンソーシアムについて同条1項の適用を免除できることを規定し、有効期限の延長も可能である。欧州委員会は2009年、理事会規則に従って適用免除の要件を定めるCBER(委員会規則906/2009)を採択した。欧州委員会は2014年、次いで2020年にCBERの有効期限を延長した。2020年に延長が決定されたのは、2014年から2019年にかけて競争条件(主として運賃、サービスの利用可能性、信頼性)に悪化が見られず、正当化されたことによる。しかしながら市場環境の変化の可能性をより適切に考慮するため、再度の延長は4年間に限定されていた。

## 2 買収事件

### (1) 欧州委員会、Illumina に対し完了した GRAIL 買収の撤回を命令(2023年10月12日)<sup>5</sup>

欧州委員会は2023年10月12日、自身の採択した取引禁止決定を受けて、EU合併規則の

---

<sup>5</sup> Press Release, European commission, Mergers: Commission orders Illumina to unwind its completed acquisition of GRAIL, 12 October 2023.

下、Illumina に対し買収を完了した GRAIL の買収撤回を求める回復措置を採択した。

欧州委員会は 2022 年 9 月 6 日、本件合併によって技術革新が抑制され、新興市場における血液ベースの早期癌検出検査の選択肢が減少するおそれがあるとして、Illumina による GRAIL 買収を禁止していた。それにもかかわらず Illumina と GRAIL は、欧州委員会の詳細審査中に合併管理規則に違反して合併を完了したため、欧州委員会は 2023 年 7 月、両社に制裁金を賦課した。

## 欧州委員会の決定

欧州委員会は本日の決定により、Illumina に対し、GRAIL を売却した上で買収完了前の状況に戻すことを要求する回復措置を採択した。また欧州委員会は、(i)Illumina に対し、GRAIL との取引解消を求める売却措置、(ii)Illumina が本件取引を解消するまで両社に遵守を求める経過措置を命じた。

売却措置は、以下の原則に従って実施することを要する。

- ・ 第 1 に、本件取引の解消により GRAIL の Illumina からの独立性を買収前に GRAIL が享受していたものと同じ水準にまで回復することが求められる。GRAIL が独立を回復することで、GRAIL の競争者の市場参入を遅らせたり、不利益を与えたりする Illumina の能力と動機から生じる競争への悪影響が排除される。
- ・ 第 2 に、GRAIL は Illumina による買収前と同様に、売却後も存続可能で競争力を有することが求められる。これにより GRAIL と競争者との間の技術革新競争が取引前と同様の状況で継続できることが確保される。
- ・ 最後に、取引前の状況を時宜に叶う形で回復すべく、売却は厳格な期限内に十分な確実性を持って実行可能であることを要する。

Illumina は、上記すべての原則に従うことを条件として、適切な売却方法(例：取引売却、資本市場取引経由)を選択できるが、GRAIL を処分する具体的な売却計画を提出し、欧州委員会の承認を得ることが求められる。

また、経過措置は概要以下のとおりである。

- ・ 経過措置は、GRAIL が Illumina の事業に統合され、その後の競争に回復不能な損害が与えられることを防止するため、本件取引の解消まで Illumina と GRAIL が分離された状態であることを確保する。
- ・ 経過措置は、Illumina に対し早期癌検出検査 Galleri の開発継続と発売を可能にするため、GRAIL の資金需要に対し継続的に資金を提供し続けることで、GRAIL の存続可能性を維持することを義務付ける。
- ・ 経過措置は、2022 年 10 月 28 日に欧州委員会が採択し、現在実施されている暫定措置に代わるものとなる。

回復措置が遵守されない場合、欧州委員会は合併規則 15 条に基づき、事業者の 1 日の平均

総売上高の 5%を上限とする履行強制金の支払いを命じることができる。さらに回復措置に従わない事業者には、同 14 条に基づいて全世界における年間売上高の 10%を上限とする制裁金が賦課される可能性がある。

## 企業と製品

Illumina は米国を本拠とし、配列決定装置、消耗品及び関連サービスを含む次世代シーケンシング(NGS)システムを開発、製造、販売する世界的なゲノム事業者である。同社の NGS システムは、癌を検出したり、癌患者に適切な治療法を選択する血液ベースの検査を開発、実施したりする癌研究分野の顧客を含む多様な用途で使用される医療機器である。

GRAIL は同じく米国を本拠とし、ゲノム配列決定とデータサイエンスツールに基づいた血液ベースの癌検査を開発しているヘルスケア事業者である。同社の主力製品は、血液サンプルから無症状患者の約 50 の癌を検出することを目的とした早期多発癌検出検査「Galleri」である。同社は 2021 年 4 月に米国において Galleri の限定的な商品化を開始した。同社はさらに 2 つのパイプライン製品として、(i)症状のある患者の癌の診断を確認するために使用される癌検査の診断補助製品、及び(ii)癌治療後の患者の再発の可能性を検出するための微小残存病変検査を有している。同社は 2016 年に Illumina により設立され、同年後半にスピノフされた。

## 背景

欧州委員会は、EU 加盟 6 か国からの送付要請を受け、2021 年 4 月 19 日に Illumina による GRAIL 買収計画を自ら審査することとし、同年 7 月 22 日に詳細調査を開始した。一般裁判所は 2022 年 7 月 13 日、本件取引を審査する欧州委員会の管轄権を確認した。

Illumina は、欧州委員会の詳細調査の進行中に GRAIL の買収完了を公表した。これを受けた欧州委員会は 2021 年 10 月 29 日、合併審査の結果が出るまで Illumina と GRAIL の分離を確保する暫定措置を採択した。

欧州委員会は 2022 年 9 月 6 日、本件合併により技術革新が抑制され、血液ベースの早期癌検出検査の新興市場における選択肢が減少するおそれがあることから Illumina による GRAIL 買収の実施を禁止した。欧州委員会は禁止決定を受け、2022 年 10 月 28 日に暫定措置を更新、調整した。

欧州委員会は 2022 年 12 月 5 日、Illumina と GRAIL に対し採択予定の回復措置の概要を記した異議告知書を送付した。

さらに欧州委員会は 2023 年 7 月 12 日、合併規則に反し欧州委員会の承認前に合併計画を実施したとして、Illumina と GRAIL に対しそれぞれ 4 億 3200 万ユーロ(約 648 億円、1 ユーロ=150 円換算)と 1000 ユーロ(約 15 万円)の制裁金を賦課した。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)